

令和元年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第56号説明資料

令和元年12月3日

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～5

建設課

大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正概要

道路占用料の徴収については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条において、「道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる。」とされている。また、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされている。

大磯町道路占用料徴収条例については、従来から神奈川県道路占用料徴収条例（昭和 28 年神奈川県条例第 19 号）に準拠して占用料の額を定めているが、国が平成 29 年 4 月に、国管理道路に関する占用料の額や占用面積等の端数処理方法を精緻化する等の道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の改正を行ったことに伴い、神奈川県も平成 30 年 4 月に条例改正を行った。

本町においても神奈川県条例を準用していることから、大磯町道路占用料徴収条例の一部改正を行う。

2 改正内容

- (1) 町管理道路を占用する電柱、地下埋設管等の占用料の額及び占用面積等の端数処理方法の精緻化について別添新旧対照表のとおり改める。
- (2) 施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からとする。

大磯町道路占用料徴収条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条・第2条 省略 (占用料の徴収) 第3条 省略 2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。 3・4 省略 第4条～第6条 省略 別表(第2条関係)				第1条・第2条 省略 (占用料の徴収) 第3条 省略 2 占用の面積が1平方メートル未満又は1平方メートル未満の端数のものは1平方メートルとし、占用の長さが1メートル未満又は1メートル未満の端数のものは1メートルとする。 3・4 省略 第4条～第6条 省略 別表(第2条関係)			
占有物件		単位	占用料	占有物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,810	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,660
	第2種電柱		2,790		第2種電柱		2,560
	第3種電柱		3,760		第3種電柱		3,450
	第1種電話柱		1,620		第1種電話柱		1,490
	第2種電話柱		2,590		第2種電話柱		2,380
	第3種電話柱		3,560		第3種電話柱		3,270
	支線及び支線柱		740		支線及び支線柱		680
	その他の柱類		160		その他の柱類		150
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	16		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	15
	地下に設ける電線その他の線類	1年	10		地下に設ける電線その他の線類	1年	9
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,590		路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,460
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	970		地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	890
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,240		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,970
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,360		郵便差出箱及び信書便差出箱		1,250
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,580		広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,530
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	3,240		その他のもの	占有面積1㎡につき1年	2,970

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき	68	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		1年	97	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			150	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			190	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			290	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			390	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			680	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			970	
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの			1,940	
	外径が2.0m以上のもの			3,890	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1㎡に	3,240	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		つき1年	150	
	その他のもの			240	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.005$	
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$	
	上空に設ける通路				2,290
	地下に設ける通路				1,370
	その他のもの				240
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	46	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	460	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	460	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,580	
	標識		1本につき1年		2,590
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		46
その他のもの			1本につき1月	460	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき	62	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		1年	89	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			130	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			180	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			270	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			360	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			620	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			890	
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの			1,780	
	外径が2.0m以上のもの			3,570	
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1㎡に	2,970	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		つき1年	130	
	その他のもの			200	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		$A \times 0.004$	
		階数が2のもの		$A \times 0.007$	
		階数が3以上のもの		$A \times 0.008$	
	上空に設ける通路				2,260
	地下に設ける通路				1,360
	その他のもの				200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	45	
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	450	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	450	
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,530	
	標識		1本につき1年		2,380
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		45
その他のもの			1本につき1月	450	

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	46
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	460
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,580
	その他のもの		2,290
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月		460
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			320
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額		

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 7 Aとは、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定によ

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	45
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	450
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,530
	その他のもの		2,260
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月		450
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			300
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額		

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 7 Aとは、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定によ

り備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1㎡単価価格を
いうものとする。

8 算出した占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大磯町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用料については、なお従前の例による。

り備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1㎡単価価格を
いうものとする。